

門真市立テニスコートご利用の皆様へ

門真市立テニスコートは、青少年の健全育成やスポーツやレクリエーションを通じて市民生活の向上を図る目的で設立され、管理運営がなされています。適正にご利用いただき、市民サービスの向上を図るため以下に該当する事項を違反行為、迷惑行為とします。該当者には厳正な態度で臨みます。

■ 営利行為（指導したにもかかわらず改善されない場合は「出入り禁止」となります。） （判別のためにサークル等の団体から会計状況を見させていただく場合があります。）
■ 登録カードの取得申請時に虚偽の申請をすること、もしくは口頭にて虚偽の説明を行うこと。
■ 登録の申請内容に変更が生じたにもかかわらず変更申請しない場合。 （市内在勤の方は6ヶ月ごとに確認させていただきます。）
■ WEBを媒体とした参加者の募集行為や案内等を含む掲載（テニス・オフなど。） （ただし、門真市や管理者が認めたものは除きます。）
■ スクール行為。 （ただし、門真市や管理者が許可した団体は除きます。）
■ コート利用時のIDカード非提示。
■ コート利用時の本人不在（やむを得ない場合はご本人から管理者にご相談ください。） （指導にもかかわらずこのような行為を繰り返される場合は「又貸し」と見なします。）
■ 本人以外のIDでのコート利用。 （指導にもかかわらずこのような行為を繰り返される場合は「なりすまし」と見なします。）
■ キャンセルを繰り返す行為。 （テニスコートの利用実績がないにも関わらず、抽選のお申し込みや予約を行い、当選後等にキャンセルを繰り返す例が多く見受けられます。これは、他の利用者の機会を奪う迷惑行為です。このような「ゴースト会員」による「とりあえず申し込みや予約」はお断りします。）
■ コート内での喫煙。
■ 利用日10日前までの利用料未払い（困難な場合は、ご相談ください。）
■ 駐車場の不適正（定位置・定数・時間外の駐車）な使用。 （ただし、管理者が許可した場合は除きます。）
■ 公序良俗に反した迷惑行為。
■ テニス以外でのコートの使用（門真市・管理者が許可したものは除きます。）
■ 管理者の指導に従わない。
■ 無断キャンセル（特に使用料未納の場合は悪質な迷惑行為です。）

※ 上記は基本的な事項をまとめたものです。管理者により施設内にその他の注意事項等が適時掲示される場合がありますので、コートをご利用の際には掲示物にもご注意ください。極めて悪質な行為や組織的な不正行為については管理者が個別に指導し、場合によっては今後の施設利用をお断りすることもあります。

門真市教育委員会 社会教育課

指定管理者  奥アンツカ株式会社